# 入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和３年１月１８日

分任支出負担行為担当官
国立感染症研究所
総務部業務管理課長　田中　豊

1　調達物品及び数量

| 件　　名 | 数　量 | 規　格 | 開　札　日　時 |
|---|---|---|---|
| 天秤点検業務 | 一式 | 別添仕様書のとおり | 令和　３　年　２　月　３　日　１１時３０分 |

2　納入場所

東京都新宿区戸山１－２３－１　　国立感染症研究所 戸山庁舎
東京都武蔵村山市学園４－７－１　国立感染症研究所 村山庁舎

3　納入期限

令和３年３月３１日

4　入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

(1)　入札者は、調達物品の本体価格のほか、搬入等納入に要する一切の諸経費を含めた契約金額を提示するものとする。

(2)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

5　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)　令和1・2・3年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) その他予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

6　競争参加資格の審査

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、この公告及び入札説明書に記載されている参加条件を有していることを証明する書類（以下「証明書類」という。）を期限までに提出すること。

7　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒208-0011　東京都武蔵村山市学園４－７－１
　国立感染症研究所 村山庁舎　総務部業務管理課会計係
　電話　０４２－８４８－７００７

(2) 入札書の受領期限　　令和　３　年　２　月　３　日　１１　時　００　分

(3) 開札の日時　　前記1のとおり

(4) 開札の場所　　国立感染症研究所 村山庁舎　集会室

8　その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金　　免　除

(3) 入札者に要求される事項
　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
　また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて分任支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効
　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
　また、入札に参加した者が、分任支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成要否　　要

(6) 落札者の決定方法
　予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 押印の省略
　契約書を除き、入札書や誓約書等の契約手続に必要となる書類（以下「契約関係書類」という。）への押印は不要とする。
　担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定として取扱う。
　押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があり得る。

(8) 詳細は入札説明書による。